

岡山県創業支援資金融資制度要綱

制 定 平成7年8月15日

最終改正 平成28年7月8日

(目的)

第1条 この要綱は、県内において独立して新たに開業しようとする者が、健全な発展を遂げ創造的な自立企業として成長するために必要な資金の融資を図り、もって地域経済の活性化と産業の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (3) 金融機関 知事の指定する金融機関をいう。
- (4) 産業振興財団 公益財団法人岡山県産業振興財団（昭和43年8月8日に財団法人岡山県中小企業振興協会という名称で設立された法人をいう。）をいう。
- (5) 責任共有制度 責任共有制度要綱（平成18.09.12中庁第2号）に基づく信用保証制度をいう。

(融資を受ける者の資格)

第3条 この要綱において融資を受ける資格を有するのは、別表1又は別表2のいずれかに該当する者で、次の各号に定める要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 法第4条第1項に規定する創業等関連保証を受けること。（別表2に該当する者にあつては、保証協会でする保証の種類は問わない。）
- (2) 県内に主たる事業所を有していること。（別表1に該当する者については県内に住所を有し（別表1の(3)に該当する者については、県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して保証協会の保証対象事業を営んでおり）、県内に主たる事業所を設置する計画があること。）
- (3) 別表2に該当する者については、融資実行時までには、当該事業に着手していることが客観的に認められること。
- (4) 許可、認可、登録等を必要とする業種の場合は、融資実行時までにはその許認可等を取得していること。（別表1に該当する者については、取得が確実である見通しがあること。）
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して、弁済義務を有していないこと。
- (8) 現に保証協会又は産業振興財団の保証を受けている者にあつては、当該保証融資の

償還が適正になされていること。

(融資対象業種)

第4条 この要綱において融資対象とする業種は、信用保証対象業種で次の各号に該当しないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの、又は公序良俗に反する行為のために営業としてサービスの提供を行うもの

(2) 一時的又は投機的なもの

(融資資金の用途)

第5条 この要綱において融資対象となる資金は、別表1又は別表2のいずれかに該当する者が当該事業のために必要となる建物、設備（これらと一体的に取得する土地を含む。）を取得するための設備資金及び運転資金とする。

(信用保証)

第6条 この要綱に基づく融資については、保証協会の保証に付するものとする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 融資限度額 1,500万円。ただし、創業等関連保証の限度額以内とする。（別表2に該当する者については、2,000万円（うち運転資金については1,000万円）。）

(2) 融資期間

設備資金 7年（別表2に該当する者については10年）以内（うち据置期間2年以内）

運転資金 5年以内（うち据置期間1年以内）

(3) 償還方法 原則として月賦償還

(4) 融資利率

責任共有制度の対象 年1.85%（変動金利）

責任共有制度の対象外 年1.7%（変動金利）

(5) 保証料

別表1に該当する者 年0.7%

別表2に該当する者

イ 平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては、保証協会が定める区分ごとに、別表3に定める料率（年）以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出できない場合に該当する者については、区分5を適用する。

ロ CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては、保証協会所定の料率とする。

(6) 担保 無担保（別表2に該当する者については、保証協会の定めるところによる。）

(7) 保証人 無保証人。ただし、会社の代表者は連帯保証人とする。（別表2に該当する者については、保証協会の定めるところによる。）

(経費の補助)

第8条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の一部を保証協会又は金融機関に補助するものとする。

(融資の申込方法等)

第9条 この要綱による融資を受けようとする者は、保証協会が定める信用保証申込書に、金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、原則として金融機関を経由して、保証協会へ申し込むものとする。

(融資を受けた者の遵守事項)

第10条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資について調査することができる。

(報告)

第12条 金融機関又は保証協会は、融資又は保証の実績について別に定める様式により、毎月知事に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 平成21年4月1日以後この要綱に基づく新規の融資については、第3条から第7条まで及び第9条の規定にかかわらず、当分の間行われぬものとし、同日前に保証協会がした保証の承諾に係る融資については、なお従前の例により行われるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年8月15日から施行する。

附 則 (平成7年9月25日改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この改正の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月11日改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成8年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この改正の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月25日改正)

(施行期日)

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この改正の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則(平成9年10月24日改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この改正の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月29日改正)

(施行期日)

この改正は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成11年5月25日改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成11年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正による改正後の岡山県起業化支援資金融資制度要綱第7条第5号の規定にかかわらず、この改正の施行の日の前日までに融資の申込みをしている者の当該申込みに対する融資に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年7月2日改正)

(施行期日)

この改正は、平成11年7月15日から施行する。

附 則(平成13年12月19日改正)

(施行期日)

この改正は、平成13年12月19日から施行する。

附 則(平成14年3月29日改正)

(施行期日)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正による改正後の岡山県創業支援資金融資制度要綱第7条第5号の規定にかかわらず、この改正の施行の日の前日までに岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年6月13日改正)

この改正は、改正の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月30日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正による改正後の岡山県創業支援資金融資制度要綱第 7 条第 4 号の規定にかかわらず、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 4 月13日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成17年 4 月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年 4 月30日までに申込を行う場合にあっては、改正前の要項に規定する条件を満たす者についても融資の対象とする。

附 則（平成18年 3 月31日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正による改正後の岡山県中小企業振興資金融資制度要綱第 7 条の規定にかかわらず、この改正の施行の日の前日までに岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月28日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月21日改正）

（施行期日）

この改正は、平成19年 9 月21日から施行する。

附 則（平成19年 9 月28日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成19年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正による改正後の岡山県創業支援資金融資制度要綱第 7 条の規定にかかわらず、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前の借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息及び施行日前に岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 9 月 4 日改正）

この改正は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 7 月 8 日改正）

この改正は、平成28年7月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

融資対象者
<p>法第 2 条第 3 項に掲げる創業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、1 月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人が借入金額と同額以上の自己資金を有し、2 月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者</p> <p>(3) 中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者</p>

別表 2 (第 3 条関係)

融資対象者
<p>次のいずれかに該当する事業を開始した日以後 1 年を経過していない中小企業者又は組合</p> <p>(1) 特許権、実用新案権又は意匠権を有する者若しくはその権利者との契約に基づき、その技術を利用できる者で、その事業化を行うために開業した者</p> <p>(2) 岡山県ベンチャー・ビジネスプランコンテストにおいて受賞した事業計画に基づき、起業化が適当と認められた者</p> <p>(3) 岡山発！オンリーワン企業育成支援事業（オンリーワン・ベンチャー企業に限る）に基づき、起業化が適当と認められた者</p> <p>(4) おかやま I T 特別経済区設置要綱（平成14年岡山県告示第202号）第 3 条の規定による指定地域内で、新たに I T 関連事業を行う者</p> <p>(5) 会社が新たに設立した会社</p> <p>(6) 融資対象の事業計画について、岡山県中小企業支援センターが設置した「事業可能性評価委員会」の推薦を受けた者</p>

別表 3 (第 7 条関係)

保 証 料 率									%
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率	0.94	0.85	0.73	0.70	0.70	0.70	0.70	0.60	0.45